

大和市火災予防条例の一部を改正する条例

大和市火災予防条例(昭和37年大和市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の4の見出しを「(厨房^{ちゅう}設備)」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類					離隔距離 (センチメートル)						
					入力	上方	側方	前方	後方	備考	
炉	開放 炉	使用温度が800度 以上のもの	—	250	200	300	200				
		使用温度が300度 以上800度未満の もの	—	150	150	200	150				
		使用温度が300度 未満のもの	—	100	100	100	100				
	開放 炉以 外	使用温度が800度 以上のもの	—	250	200	300	200				
		使用温度が300度 以上800度未満の もの	—	150	100	200	100				
		使用温度が300度 未満のもの	—	100	50	100	50				
ふ ろ が ま	気 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	浴 室 内 設 置	外がまでバーナー取 り出し口のないもの	21キロワッ ト以下 (ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては 42キロワッ ト以下)	—	15 注	15	15	注：浴 槽との 離隔距 離は0 センチ メート ルとす るが、合 成樹脂 浴槽(ポ リプロ ピレン 浴槽等)
				内 が ま	21キロワッ ト以下 (ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては 42キロワッ	—	—	60	—		

			ト以下)					の場合 は2セ ンチメ ートル とする。
浴室 外 設 置	外がまでバーナー取 り出し口のないもの	21キロワッ ト以下 (ふろ用 以外のバーナ ーをもつもの にあつては当 該バーナーが 70キロワッ ト以下であつ て、かつ、ふろ 用バーナーが 21キロワッ ト以下)	—	15	15	15		
	外がまでバーナー取 り出し口のあるもの	21キロワット 以下 (ふろ用以 外のバーナーを もつものにあつ ては当該バーナ ーが70キロワ ット以下であつ て、かつ、ふろ 用バーナーが 21キロワット 以下)	—	15	60	15		

		内がま	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	15	60	—
		密閉式	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	2 注	2	2
		屋外用	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ	60	15	15	15

				用バーナーが 21キロワット 以下)				
--	--	--	--	--------------------------	--	--	--	--

不 燃	半密閉式	浴 室 内 設 置	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21キロワッ ト以下（ふろ 用以外のバー ナーをもつも のにあっては 42キロワッ ト以下)	—	4.5 注	—	4.5
			内がま	21キロワッ ト以下（ふろ 用以外のバー ナーをもつも のにあっては 42キロワッ ト以下)	—	—	—	—
		浴 室 外 設	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21キロワッ ト以下（ふろ 用以外のバー ナーをもつも	—	4.5	—	4.5

			置						
				のにあつては 当該バーナー が70キロワ ット以下であ つて、かつ、 ふろ用バーナ ーが21キロ ワット以下)					
				外がまでバ ーナー取り 出し口のあ るもの	21キロワッ ト以下（ふろ 用以外のバー ナーをもつも のにあつては 当該バーナー が70キロワ ット以下であ つて、かつ、 ふろ用バーナ ーが21キロ ワット以下)	—	4.5	—	4.5

		内がま	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	—	—	—
	密閉式		21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	2注	—	2
	屋外用		21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつも	30	4 5	—	4 5

					のにあつては 当該バーナー が70キロワ ット以下であ つて、かつ、 ふろ用バーナ ーが21キロ ワット以下)					
液 体 燃 料	不燃以外				39キロワッ ト以下	60	15	15	15	
	不燃				39キロワッ ト以下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	

温 風 暖 房 機	気 体 燃 料	不 燃 以 外 ・ 不 燃	半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バ ー ナ ー が 隠 ぺ い	強 制 対 流 型	19キロワッ ト以下	45	45	60	45	注1： 風道を 使用す るもの にあつ ては 15セ ンチメ ートル とする。 注2： ダクト 接続型	
	液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前方向 に吹き出すも の	26キロワッ ト以下	100	15	150	15		
						26キロワット を超え70キロ ワット以下	100	15	100	15		注1
					温風を全周方 向に吹き出す もの	26キロワッ ト以下	100	150	150	150		
				強 制 排 気 型	26キロワッ ト以下	60	10	100	10			

					ト以下					以外の 場合に あって は100 センチ メートルとす る。
		密閉式	強制給排気型	26キロワッ ト以下	60	10	100	10		
不燃	半密 閉式	強制 対流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	70キロワッ ト以下	80	5	—	5		
			温風を全周方 向に吹き出す もの	26キロワッ ト以下	80	150	—	150		
			強制排気型	26キロワッ ト以下	50	5	—	5		
		密閉式	強制給排気型	26キロワッ ト以下	50	5	—	5		
上記に分類されないもの					—	100	60	60	60	
厨房 設備	気 体 燃 料	不燃 以外	開放式	組込型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ、キャ ビネット型こ んろ・グリル付 こんろ・グリド ル付こんろ	14キロワッ ト以下	100	15 注	15	15 注	注：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 距離を 示す。
				据置型レンジ	21キロワッ ト以下	100	15 注	15	15 注	
	不燃	開放式	組込型こん ろ・グリル付こ んろ・グリドル 付こんろ、キャ ビネット型こ んろ・グリル付	14キロワッ ト以下	80	0	—	0		

				こんろ・グリド					
--	--	--	--	---------	--	--	--	--	--

				ル付こんろ					
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
			上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50
ボ イ ラ ー	気 体 燃 料	不燃 以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
			半密閉式	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15	
		12キロワット以下		—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式	42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5		

	屋外用	フードを付けない場合	4.2キロワット以下	60	15	15	15	
		フードを付ける場合	4.2キロワット以下	15	15	15	15	
	不燃	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式			4.2キロワット以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式			4.2キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
	屋外用	フードを付けない場合	4.2キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	4.2キロワット以下	10	4.5	—	4.5	

液体燃料	不燃以外		1.2キロワットを超え7.0キロワット以下	60	15	15	15
			1.2キロワット以下	40	4.5	15	4.5
	不燃		1.2キロワットを超え7.0キロワット以下	50	5	—	5
			1.2キロワット以下	20	1.5	—	1.5
	上記に分類されないもの			2.3キロワットを超える	120	45	150

						23キロワット以下	120	30	100	30	
ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方に集中する場合にあっては60センチメートルとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	4.5	
	液体燃料	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100	15	
不燃		半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100	—	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	—	5		

上記に分類されないもの	—	150	100	150	100
-------------	---	-----	-----	-----	-----

乾燥設備	気体	不燃 以外	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5			
			開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	—	4.5			
	燃料	不燃	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50		
			上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	気体	不燃 以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合	1.2キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	1.2キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
				半密閉式				1.2キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5
				密閉式	常圧貯蔵型			1.2キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
					瞬間型	調理台型		1.2キロワット以下	—	0	—	0
						壁掛け型、据置型		1.2キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5

			屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15	15
不燃	開放式	常圧貯蔵型		フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型		フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5
	半密閉式				12キロワット以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型			12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5

			瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0	
				壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外	屋外用		フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
						12キロワット以下	40	4.5	15	4.5
						12キロワット以下	20	1.5	—	1.5

給湯設備	気体燃料	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15
				瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	15	15	15
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型		12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	60	15	15	15
		フードを付ける場合			12キロワットを超え42キロワット以下	15	15	15	15	
		瞬間型		フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	—	4.5	—	4.5

			瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	—
		フードを付ける場合			12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5	—	4.5
		瞬間型		フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	—
				不燃以外			12キロワットを超え70キロワット以下	60	15
		不燃			12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5

上記に分類されないもの					—	60	15	60	15			
移動式ストーブ	気体燃料	不燃式	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方に集中する場合には60センチメートルとする。 注2：方向性を有するものについては100センチメートルとする。	
					全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100		
			開放式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5		注1
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
			開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5		
					全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80		
	開放式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	4.5	注1			
			強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5				
	液体燃料	不燃式	開放式	放射型	放射型	7キロワット以下	100	50	100	20		
					自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	150	100	100	100		
						7キロワット以下	100	50	50	50		
				強制対流型	温風を前方に吹き出す	12キロワット以下	100	15	100	15		

			すもの						
			温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え12キロワット以下	100	150	150	150	
			向に吹き出すもの	7キロワット以下	100	100	100	100	
不燃	開放式	放射型		7キロワット以下	80	30	—	5	
				自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	120	100	—	100
					7キロワット以下	80	30	—	30
		強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	12キロワット以下	80	5	—	5	
				温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え12キロワット以下	80	150	—	150
					7キロワット以下	80	100	—	100

固体燃料	—	100	50 注2	50 注2	50 注2
------	---	-----	----------	----------	----------

調理器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こ	5. 8キロワ	100	15	15	15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
					んろ（1口）	ット以下						
				バーナーが隠ぺい	加熱部分が開放	卓上型グ	7キロワット	100	15	15		15
					加熱部分が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7キロワット以下	50	4.5	4.5		4.5
				バーナーが隠ぺい	加熱部分が開放	卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7キロワット以下	15	4.5	4.5		4.5
					加熱部分が隠ぺい	炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4. 7キロワット以下	30	10	10		10
					加熱部分が隠ぺい							

				圧力調理器 (内容積 10 リットル以下)	—	30	10	10	10
不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ (1口)	5.8 キロワット以下	80	0	—	0	
			卓上型こんろ (2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 キロワット以下	80	0	—	0	
	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7 キロワット以下	80	0	—	0	
		加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル (フードを付けない場合)	7 キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
		卓上型オーブン・グリル (フードを付ける場合)	7 キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
		炊飯器 (炊飯容量 4 リットル以下)	4.7 キロワット以下	15	4.5	—	4.5		
		圧力調理	—	15	4.5	—	4.5		

					器 (内容積 10リットル以下)					
移動式 燃料 こ ん ろ	液体 燃	不燃以外			6キロワット 以下	100	15	15	15	
		不燃			6キロワット 以下	80	0	—	0	
	固体燃料			—	100	30	30	30		
電気 温 風 機	電気	不燃以外			2キロワット 以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60センチメートルとする。
		不燃			2キロワット 以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気 調 理 用 機 器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないも	4.8キロワット以下	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分
					（1口当たり2キロワットを超え3キロ	—	20 注1	—	20 注1	
					ワットを超え3キロ	—	10 注2	—	10 注2	

	の	ワット以下)					が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。注2：機器本体上方	
		4.8キロワット以下	100	2	2	2	の側方又は後方	
		ト以下(1口当たり	—	15注1	—	15注1	方の離隔距離	
		1キロワットを超え2キロワット以下)	—	10注2	—	10注2	(この部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの	
		4.8キロワット以下	100	2	2	2	の側方又は後方	
		ト以下(1口当たり	—	10注1注2	—	10注1注2	方の離隔距離	
		1キロワット以下)					(この部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの	
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のも	5.8キロワット以下(1口当たり	100	2	2	2	熱式調理器の場合における発熱体の外周からの
		3.3キロワット	—	10注2	—	10注2	の発熱体の外周からの	

			の	ト以下)					距離)を 示す。
	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下 (1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下 (1口当たり3.3キロワット以下)	80	0	—	0	
					—	0 注1 注2	—	0 注1 注2	
					—	0 注2	—	0 注2	
電 気 天 火	電 気	不燃以外		2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 気口面 にあっ ては 10セ ンチメ ートル とする。
		不燃		2キロワット以下	10	4.5 注	—	4.5 注	

電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	注:排気口面にあつては10センチメートルとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5注	—	4.5注	
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2キロワット以下	80	0	—	0	
電気乾燥	電気	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	

器		不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0センチメートルとする。 注2：排気口面にあつては4.5センチメートルとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5注1	0注2	—注2	0注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」の項に掲げる距離は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」の項に掲げる距離は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。